

令和6年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務仕様書

※ 本仕様書は企画提案用であり、実際の契約に係る選定業者との事前協議のうえ、変更することがあります。

1 委託業務名

令和6年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月10日（月）まで

3 業務背景・目的

プラスチックごみによる海洋汚染や気候変動への影響が世界的な問題となっており、その対策が求められている状況などから、国内におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、国は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ新法」という。）」を令和4年4月に施行している。

海洋島しょ県である本県においても絶えず漂着するプラスチックごみが生態系や景観などの自然環境へ及ぼす影響は大きく、プラスチック問題の解決を図るためには、ごみ対策に留まらないプラスチック資源の循環的な利用の促進や、プラスチック使用削減の推進、代替プラスチック製品の普及促進など、積極的な施策を展開する必要がある。

そのため、令和3年度から2年間、「プラスチック問題に関する万国津梁会議（以下「万国津梁会議」という。）」を開催し、プラスチックとの関わりの深い有識者による議論を重ね、沖縄県のプラスチック問題と課題を整理し、問題解決に向けた方策を「プラスチック問題に関する提言書（以下「提言書」という。）」として令和5年3月にとりまとめた。

本委託業務は、提言書を踏まえ、県民のライフスタイルの転換に向けた具体的な取り組みについて検討するとともに、県民に対し、効果的にプラスチック問題の普及啓発を行うことを目的とする。

4 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。なお、企画提案においては、沖縄県が島しょ県であることなども踏まえて、県の現状に適した調査や取組等を提案することとし、提言書及び沖縄県環境整備課ホームページで公表している万国津梁会議での議論等を踏まえた新たな提案は、これを妨げない。

(1) プラスチック問題対策指針（仮称）及びロードマップの策定

プラ新法、提言書、新・沖縄21世紀ビジョン（基本計画及び実施計画）及び第4次沖縄県環境基本計画等のプラスチック問題に係る国や県の施策や方向性を踏まえたうえで以下の業務を実施すること。

なお、本業務の実施に関しては4（2）及び4（3）の業務と連携を図り、必要に応じて

その内容について指針やロードマップに盛り込むものとする。

ア プラスチック問題対策に係る指針及びロードマップの策定等

プラ新法における各主体の役割を整理して県が主体となって取り組むことを明確にしたうえで、提言書における取り組み内容に関して県全体として取り組む方向性や目標等を取りまとめ、プラスチック問題対策に係る指針及びロードマップを策定するとともに、取組に有効な制度等の調査を行う。

- (ア) 国及び地方自治体が策定している、プラスチック問題解決に係る計画・指針等に係る調査。
- (イ) 指標及び目標値設定の必要性について検討し、設定を行う場合は候補を洗い出し、設定根拠や評価方法も含めて整理・検討を行う。

イ 推進体制、進捗管理方法の検討

プラスチック問題の解決に向けた取り組みの実施に向け、有効と考える推進体制または既存プラットフォームの活用等、取り組みを推進していくための体制に加え、取組の決定及び進捗管理方法について、運営方法の仕組みも含めて検討すること。

- (ア) 他都道府県の事例調査。
- (イ) 推進体制、取組の決定及び進捗管理方法の素案作成。

ウ 効果的な取組の検討

プラスチックの使用削減に係る他の都道府県が取り組む認定制度等の効果的な取組について調査・検討を行う。

- (ア) 他都道府県の取組調査
- (イ) 制度設計案の検討

エ プラスチック問題対策検討委員会（仮称）の設置・運営等

ア及びイの実施にあたり県関係課、NPO、民間企業、有識者等により構成する検討委員会を設置すること。

※ 「万国津梁会議」等での議論を重ねていることを踏まえ、検討委員会に代わる効果的な検討手法について、提案しても良い。

- (ア) 検討委員会を2回以上開催する。必要な人数及び回数については、応募者が提案するものとする。
- (イ) 検討委員会の運営。
 - ・運営の内容は、開催日程調整、委員への連絡、資料の作成、現地視察、司会進行、議事録作成、委員会意見への対応方針の検討、報告書の取りまとめ、経費の支出（会議費、委員への謝金・交通費等）、管理等、運営に関する一切とする。

(2) 特定プラスチック使用製品等の使用削減に向けたガイドラインの作成

プラ新法及び関連省令等に基づき、特定プラスチック使用製品等の使用削減に向けたガ

イドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定するため、以下の業務を実施する。

- ※ 「特定プラスチック使用製品」とは、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの（容器包装リサイクル法第2条第1項に規定する容器包装は除く。）

ア ガイドラインの作成

- (ア) 他都道府県の先行事例調査（検討段階の事例を含む）。
- (イ) ガイドラインで設定する具体的な取組内容（業種や業態の実態に応じた提供の工夫や製品の工夫）の検討。
- (ウ) 指標及び目標値設定の必要性について検討し、設定を行う場合は候補を洗い出し、設定根拠や評価方法も含めて整理・検討を行う。
- (エ) 関係事業者等へのヒアリング（必要に応じて実施する）。

イ 関連事業者等から構成する調整会議の開催・運営等

「ア ガイドライン（仮称）の作成」にあたり、特定プラスチック使用製品提供事業者等の関係者事業者との調整会議を開催する。なお、業種ごとに実情や取組内容が異なる場合、必要に応じて部会を設置するものとする。

- (ア) 関連事業者及び関係者等で構成する調整会議の開催2回以上とする。必要とされる人数及び回数については、応募者が提案するものとする。

- (イ) 調整会議の運営。

・運営の内容は、開催日程調整、参加者への連絡、資料の作成、現地視察、司会進行、議事録作成、委員会意見への対応方針の検討、報告書の取りまとめ、経費の支出、管理等、運営に関する一切とする。

※ 外部有識者等に謝金や交通費が発生する場合、当該費用も委託費に含む。

※ 関係事業者とは、プラ新法で規定される「特定プラスチック使用製品提供事業者」に該当する以下の事業者を想定。

- ・沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定締結事業者
- ・県内で展開するコンビニエンスストア事業者
- ・宿泊業、飲食業、洗濯業・クリーニング業（とりまとめる団体等）

ウ 効果的な取組の調査・検討

国や民間等における特定プラスチック使用製品等の使用削減にあたって効果的な支援メニューや制度について活用事例も含めて調査する。

例) 取組を実施する企業のコストアップへの対策として活用可能な国の優遇制度や助成金等。

(3) プラスチック問題に関する普及啓発の実施 （沖縄県環境保全基金を活用）

県民がプラスチック問題を身近に感じ、プラスチック製品の使用削減及びプラスチック

資源の循環の促進に資するライフスタイルの変革を図ることを目的とし、プラ新法や提言書の内容を踏まえた以下の業務を実施すること。作成にあたっては、現状調査やニーズ調査等の資料作成に必要となる調査を実施すること

ア 周知啓発用の資料作成及び効果的な周知手法による情報発信

(ア) 普及啓発用動画の作成及び動画を活用した情報発信

※ 県が提供するパンフレット（プラごみを減らして守れ！うちなー美ら海）を活用したショートムービーの作成を想定しているが、別の素材の活用を提案することも可とする。

(イ) イベント配布用ノベルティ作成

※ 「イ 普及啓発に係るイベント等の実施等」で使用

イ 普及啓発イベント等の実施

県民がプラスチック問題の解決に向け、自らが取り組めることや取り組むべきことなどを知ってもらうため、目標値を踏まえた以下の普及啓発イベントを実施する。なお、イベントの実施にあたってはアンケート等により様々な世代からの意見を募り、(1)の指針やガイドラインに反映する等、他の業務との連携を図るものとする。

普及啓発イベントの目標値：周知啓発イベント参加者数 200人

(ア) ビーチクリーン等の体験型イベントによる普及啓発

・清掃活動を行うとともに参加者に対してプラスチック問題に関する説明を行うなど環境教育的な要素を加えること。地域住民や環境保全活動を実施する団体等に参加してもらい、参加団体などを通じて広く情報発信を行うこと。

(イ) 3R推進月間（10月）における普及啓発イベントの実施

・県内全域（5か所：北部、中部、南部、宮古、八重山）の商業施設またはイベント会場等の多数の参加者が見込める場所において普及啓発イベントを実施する。

※ 業務内容については、原則、仕様のとおりとするが、最終的に実施する内容については県と協議のうえ決定することとする。
--

5 業務を実施する上での必要事項

(1) 実施体制

業務の実施については、県と密接な連携が求められる。このため、県と円滑かつ綿密な調整ができるよう県内事業所に専任の担当者を配置し、随時協議を行いながら業務運営できる体制を構築すること。

(2) 打ち合わせ及び業務進捗状況報告

業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、1ヶ月に1回程度、業務の進捗状況報告を行う。

(3) 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適

切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

6 成果品

(1) 委託業務報告書

本業務終了時に、本委託業務に関して取りまとめた成果報告書を提出すること。

ア 成果報告書（冊子）1部、概要版5部

イ 成果報告書の電子データ

ウ その他県が求める書類等

※ 電子ファイルは、Adobe PDFに加えて、Microsoft office（Word、PowerPoint、Excel）またはillustrator等の編集可能な形式で記録されたもので、記録メディアはCD-R又はDVD-Rとし、委託業務期間内に提出すること。

(2) 著作権について

ア 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

イ 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下、「既存著作権」という。）は、個々の著作権等に帰属する。

ウ 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

エ 成果品は、すべて公表対象であることを想定し手続きを行うこと。

9 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請け負わせることのでき

る業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

＜再委託ができる業務の範囲＞

・アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）

＜その他、簡易な業務＞

・資料の収集・整理

・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）

・原稿・データの入力及び集計

10 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- (2) 採用された企画提案については、実施段階において予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (3) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに契約目的以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。